

令和4年度北海道福祉のまちづくり条例施設整備基準の適合状況

☆ 条例の目的

障がいのある方やお年寄りをはじめすべての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活が送れることができる地域社会づくりを目的に、平成10年4月から「北海道福祉のまちづくり条例」を施行しています。

☆ 対象となる施設

学校、病院、デパート、ホテル、飲食店など多数の方が利用する施設（公共的施設）が対象となります。

☆ 整備の基準

公共的施設の廊下や階段、便所、駐車場、出入口、その他多数の方が利用する部分について、障がいのある方や高齢の方などが円滑に利用できるよう「整備基準」を定めています。

☆ 基準の遵守

公共的施設を所有したり、新築したりする方は、整備基準にあてはまるよう努めなければなりません。

また、隣接する他の公共的施設を所有する方などと連携し、障がいのある方やお年寄りなどが一体的に利用することができるような措置をとるよう努めなければなりません。

☆ 新築等の届出

公共的施設の新築や改築等の整備をしようとする方は、事前にその内容の届出が必要です。

☆ 認定証の交付

整備基準を満たした整備を行ったときは認定証を交付します。

☆ 届出の状況

福祉のまちづくり条例が権限移譲された市町のうち7市と、各（総合）振興局で令和4年度に受け付けた「新築等の届出」の状況は次のとおりです。

番号	公共的施設名	届出件数								計
		小樽市	釧路市	室蘭市	旭川市	帯広市	北見市	江別市	振興局	
1	学校	3	0	3	4	0	0	1	6	17
2	病院・診療所	4	1	2	12	4	0	1	2	26
3	劇場・観覧場・映画館・演芸場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	集会場・公会堂	1	2	0	1	0	0	2	2	8
5	展示場	0	0	0	5	1	0	0	0	6
6	卸売市場・百貨店・その他の物品販売業	4	3	8	6	7	7	3	27	65
7	ホテル・旅館	0	0	0	0	0	0	0	16	16
8	事務所	8	12	10	23	13	10	4	20	100
9	共同住宅・寄宿舎・下宿	6	14	3	49	45	8	1	83	209
10	老人ホーム・保育所・福祉ホーム等	2	1	0	7	2	1	2	5	20
11	老人福祉センター・児童厚生施設等	1	1	0	2	5	0	0	5	14
12	遊技場・体育館・その他のスポーツ施設	0	1	0	0	1	0	0	3	5
13	博物館・美術館・図書館	0	0	0	1	0	0	0	0	1
14	公衆浴場	1	0	0	1	1	0	0	2	5
15	飲食店・料理店等	2	2	3	5	5	1	0	8	26
16	郵便局・理髪店・銀行・その他サービス業	0	2	2	13	2	4	3	9	35
17	自動車教習場・学習塾・その他	0	1	0	1	0	0	0	1	3
18	工場	4	7	3	7	8	0	4	22	55
19	自動車の停留、駐車のための施設	1	0	0	1	0	1	0	0	3
20	公衆便所	0	0	0	0	0	0	0	2	2
21	火葬場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	神社・寺院・教会等	0	1	0	2	0	1	0	7	11
23	地下街等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		37	48	34	140	94	33	21	220	627

☆ 基準の適合状況

届出のあった627施設の整備項目のうち、廊下等や階段、便所、駐車場及び出入口など、主な整備対象箇所の適合状況については次のとおりです。

<整備基準適合状況>

主な整備対象箇所	整備対象箇所が基準に適合している施設						全項目において基準に適合していない施設		該当箇所がない 施設数
			うち全ての項目に適合		うち一部の項目に適合		施設数	構成比	
	施設数	適合率	施設数	適合率	施設数	適合率			
廊下等	456	87.7%	31	6.0%	425	81.7%	64	12.3%	107
階段	340	91.4%	4	1.1%	336	90.3%	32	8.6%	255
便所	252	53.8%	6	1.3%	246	52.6%	216	46.2%	159
敷地内通路	474	86.3%	185	33.7%	289	52.6%	75	13.7%	78
駐車場	143	30.0%	6	1.3%	137	28.7%	334	70.0%	150
出入口	309	61.8%	58	11.6%	251	50.2%	191	38.2%	127
居室出入口	194	46.2%	61	14.5%	133	31.7%	226	53.8%	207
車いす駐車場出入口	77	57.5%	30	22.4%	47	35.1%	57	42.5%	493
エレベーター	50	76.9%	4	6.2%	46	70.8%	15	23.1%	562
浴室等	97	58.1%	6	3.6%	91	54.5%	70	41.9%	460
洗面所	129	52.0%	28	11.3%	101	40.7%	119	48.0%	379
住戸	190	94.1%	24	11.9%	166	82.2%	12	5.9%	425
障がい者等の住戸	21	30.4%	5	7.2%	16	23.2%	48	69.6%	558
公衆電話所	1	9.1%	0	0.0%	1	9.1%	10	90.9%	616
カウンター・記載台	17	13.4%	17	13.4%	0	0.0%	110	86.6%	500
案内標示	33	27.7%	8	6.7%	25	21.0%	86	72.3%	508
授乳等の場所	36	36.7%	36	36.7%	0	0.0%	62	63.3%	529
非常時の設備	192	58.9%	38	11.7%	154	47.2%	134	41.1%	301

☆ 令和4年度の状況

全ての基準項目に適合している割合が高い整備箇所は、授乳等（授乳及びおむつ替え）の場所（36.7%）、敷地内通路（33.7%）でした。

一方、全ての基準項目において基準に適合していない割合が高い整備箇所は、公衆電話所（90.9%）、カウンター・記載台（86.6%）でした。

整備基準への適合率の高い主な整備対象箇所のうち、「住戸」と「階段」に関する項目への適合率が高い施設は、ともに「共同住宅・寄宿舍・下宿」を用途とするものでした。

一方、適合率の低い主な整備対象箇所のうち、「公衆電話所」に関する項目への適合率が低い施設は「集会場・公会堂」を用途とするもの、「カウンター・記載台」に関する項目への適合率が低い施設は「卸売市場・百貨店・その他の物品販売」を用途とするものでした。